

2017年9月20日 衆議院厚生労働委員会 日本共産党 高橋千鶴子 提出資料

(1)

平成17年4月25日(月曜日)第1639号

年金実務

第三種郵便物認可

平成17年4月25日(月曜日)第1639号

年金実務

第三種郵便物認可

◇年金の給付誤り関係について

《参考資料》

【社会保険庁 社会保険業務センター】

- 1 厚生年金保険等の給付誤りについて [平成15年6月27日公表]
厚生年金保険等の給付誤りについて(第二報) [平成15年7月17日公表]

《概要》

1. 年金給付システム変更の際のプログラム誤り(委託業者によるミス)により、老齢厚生年金の受給権者の一部について、支給を停止すべき加給年金額を支給していたため、過払いが発生した。
[6,249人 総額約24億1千万円]
2. 「年金受給報告書」の報告漏れが生じたため、夫、妻それぞれの年金受給状況に応じて妻が65歳に到達した際に行うべき振替加算の一部が行われず、未払いが発生した。
[33,400人 総額約250億円]

- 年金の給付誤りの再発防止について [平成15年12月18日公表]
※ 庁内に社会保険庁長官を委員長とする「事故再発防止策検討委員会」を設置し、年金の給付誤りの再発を防止するための方策について検討を行い、システム開発及び内部処理体制の改善策を報告書としてまとめた。
- 今回の給付誤りを教訓として、年金給付システムの総点検を開始。

2 老齢基礎年金に係る振替加算の過払いの概要 [平成16年7月23日公表]

《概要》

- 厚生年金保険等の給付誤りを契機として、振替加算の適正な支給について調査した結果、
①退職共済年金(期間満了)を受給している
②又は65歳到達日前に既に配偶者は死亡しているため、既に支給している振替加算は不該当の疑いのある者が判明した。

[1,591人 総額約16億円]

3 老齢厚生年金に係る年金額誤りの概要について [平成16年8月6日公表]

《概要》

老齢厚生年金の受給権発生月に厚生年金保険の資格喪失及び同日付の資格取得があった場合でかつ当該日に賞与が支給された場合の年金額計算のプログラム誤り(社会保険業務センターの指示誤り)のため、未払い・過払いが発生した。

[94人 <未払い> 11人 (総額約6千円)
<過払い> 38人 (総額約1万8千円)
<未払い・過払い無し> 45人]

4 加給年金額の過払いの概要 [平成16年8月6日公表]

《概要》

年金給付システム変更の際のプログラム誤り(社会保険業務センターの指示誤り)により、老齢厚生年金の受給権者の一部について、支給を停止すべき加給年金額を支給していたため、過払いが発生した。

[2,827人 総額約8億6千万円]

5 年金の給付誤りについて [平成16年9月8日公表]

《概要》

1. 遺族厚生年金を含む3つ以上の年金の受給権を有する者の併給調整において、事務処理誤りにより、遺族厚生年金の未払いが判明した。
[7人 総額約2,780万円]
2. 旧公共企業体職員等共済組合の組合員期間中の業務上の障害については、障害給付を支給しないこととされているにもかかわらず、事務処理誤りにより裁定し、支給していたため、過払いが判明した。
[3人 総額約2,300万円]
3. 旧三共済又は旧農林共済の組合員期間を有する者について、既に退職共済年金の計算の基礎とされている期間を事務処理誤りにより、老齢厚生年金にも算入し、支給していたため、過払いが発生した。
[490人 総額約10億2,111万円]

新たに年金を受けとれる方が増えます。 年金額を増やすこともできます。

- ✓ 年金を受けとるために必要な納付期間が25年から10年に減りました
- ✓ 60歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼつて納めることで、年金額を増やせます
- ✓ ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

年金記録は「ねんきんネット」で簡単に確認することができます
◆ 24時間 ご自宅のパソコン・スマートフォンで確認
OK!
◆ 持ち主のわからぬ年金記録も検索可能!
◆ 詳しくは「ねんきんネット」で検索



ご不明な点、年金記録のご相談は
「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165（ビデオ）

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165（一般電話）

受付時間：月曜日

午前8:30～午後7:00

火～金曜日

午前8:30～午後3:15

第2土曜日

午前9:30～午後4:00

※月曜日（例は毎日）の場合は、翌日以降の取扱日になります。

※祝日（例は毎日）の場合は、翌日以降の取扱日になります。

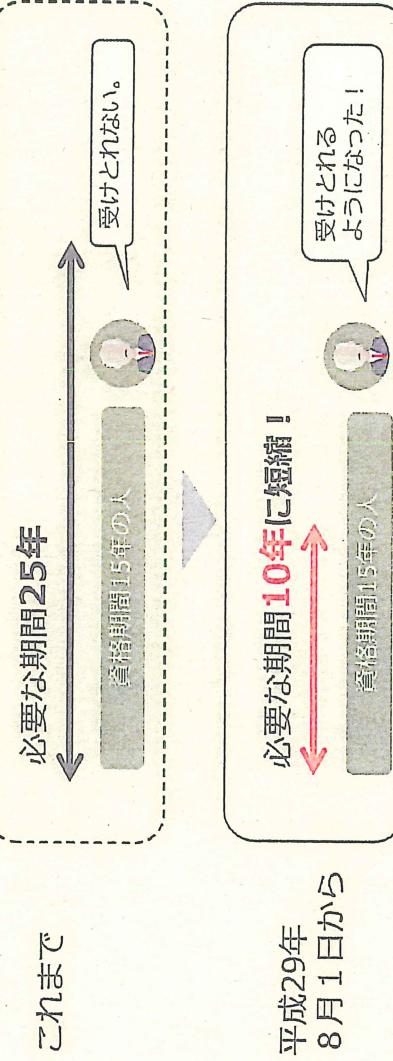
年金機構 検索

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service

資格期間が10年以上となれば 年金を受けるようになります

これまで



「資格期間」とは?

- ◎ 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
 - ◎ サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
 - ◎ 年金制度に加入していないくとも資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）※3ページをご覧ください
- これらの期間を合計したものが「資格期間」です。
- 資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

**注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。
40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。
(10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります)**

対象となる方は手続きが必要です。

新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。（以下の時期に送付）
お手元に届きましたら、**「なんきんダイヤル」で予約の上、手続きを！**

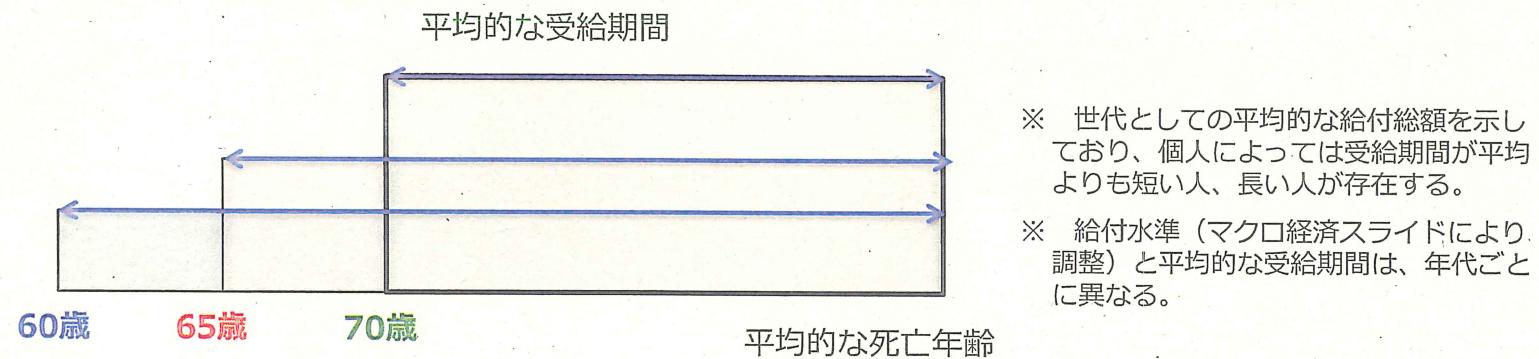
| 送付時期 (生年月日により異なります) | 年金請求書が送付される方 | ※年金を受け始めめる年齢は男女で異なります |
|------------------------|---|-----------------------|
| ① 2月下旬～3月下旬 | 大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ | |
| ② 3月下旬～4月下旬 | 昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ | |
| ③ 4月下旬～5月下旬 | 昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ | |
| ④ 5月下旬～6月下旬 | 昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ [女性] 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ [男性] | |
| ⑤* 6月下旬～7月上旬 | 昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ [女性] 大正15年4月1日以前生まれ | |

*国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

資格期間が10年未満の方へも、年内をめどにお知らせの送付を開始します。

<就業：就業と公的年金>

- 公的年金制度は、高齢者自身が、60歳から70歳の間で、自由に年金を受給する時期を選べる仕組み
- 受給開始を65歳より後にしてことにより、年金を増額（最大42%増）できる。これにより、65歳以降も就労を継続し、受給開始を遅らせることで更に年金額を増やすことが可能（なお、65歳より早く受給を開始した場合には、年金は減少（最大30%減））



(参考) 受給開始の時期に応じた減額・増額率

| 請求時の年齢 | 60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳 | 66歳 | 67歳 | 68歳 | 69歳 | 70歳 |
|--------|------|------|------|------|-----|-----|------|-------|-------|-------|-----|
| 減額・増額率 | △30% | △24% | △18% | △12% | △6% | - | 8.4% | 16.8% | 25.2% | 33.6% | 42% |

※ 在職老齢年金制度によって支給停止となっている部分については、上記増額率は適用されない。

(備考) 厚生労働省資料から

国民年金老齢年金の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

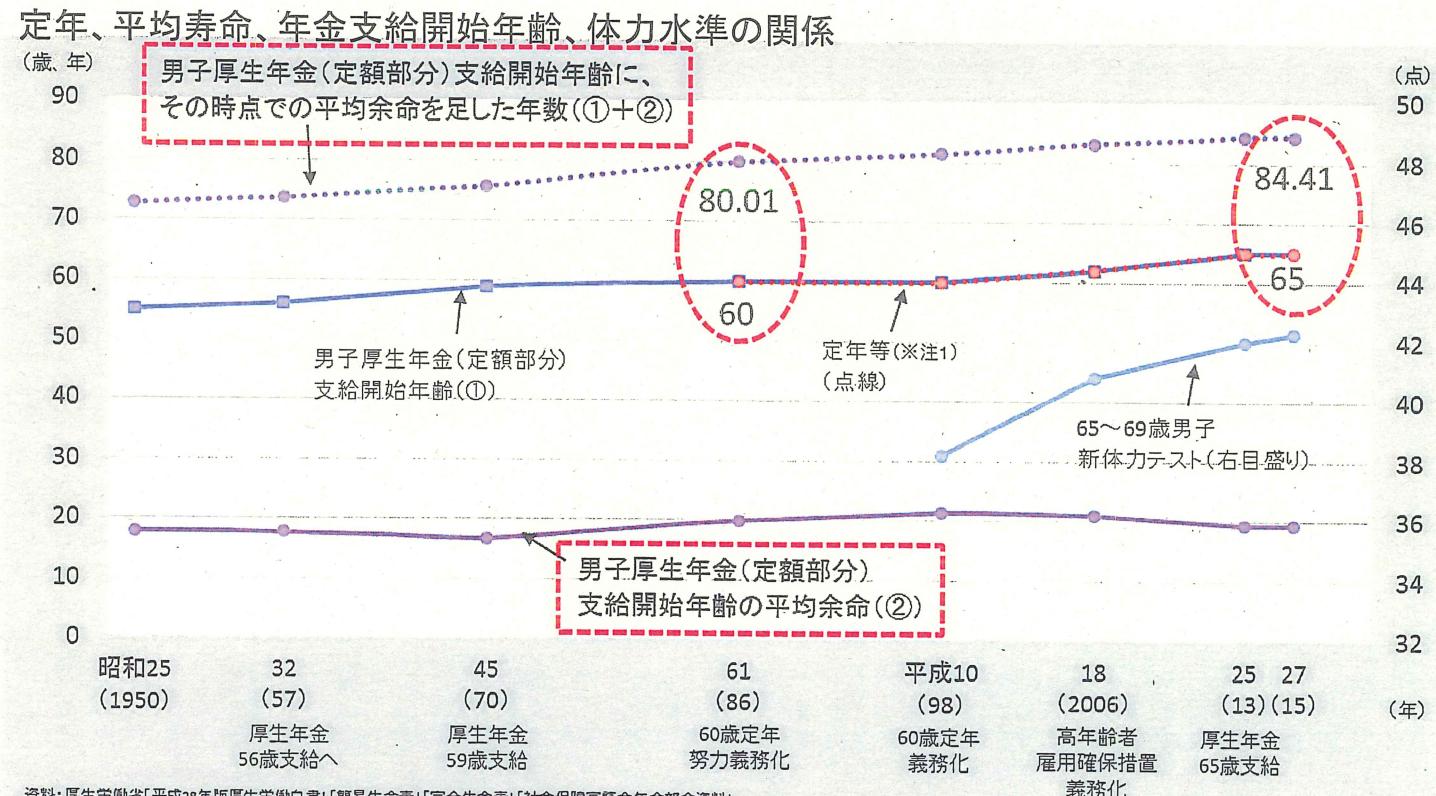
(新規裁定、単位：人、%)

| | 総 数 | 繰 上 げ | 受給率 | 本 来 | 受給率 | 繰 下 げ | 受給率 |
|--------|---------|--------|------|---------|------|-------|-----|
| | | | | | | | |
| 平成23年度 | 219,051 | 55,382 | 25.3 | 159,905 | 73.0 | 3,764 | 1.7 |
| 24 | 258,228 | 47,790 | 18.5 | 207,340 | 80.3 | 3,098 | 1.2 |
| 25 | 227,979 | 32,911 | 14.4 | 191,783 | 84.1 | 3,285 | 1.4 |
| 26 | 206,266 | 25,491 | 12.4 | 177,623 | 86.1 | 3,152 | 1.5 |
| 27 | 184,589 | 20,114 | 10.9 | 160,819 | 87.1 | 3,656 | 2.0 |

- 注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

<就業:定年制>

- 定年等(※注1)と男子厚生年金(定額部分)支給開始年齢はほぼ同様に推移
- 男子厚生年金(定額部分)支給開始年齢の平均余命をみると、昭和61(1986)年以後は20年程度で推移している



資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」「簡易生命表」「完全生命表」「社会保障審議会年金部会資料」、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(死亡中位)」、スポーツ庁「体力・運動能力調査」により作成

(注1)高齢者の雇用については、昭和61(1986)年に60歳定年が努力義務化、平成10(1998)年に60歳定年が義務化。

平成18(2006)年から高齢者雇用確保措置導入の義務化(※義務化年齢を平成25(2013)年まで段階的に引き上げ)となっている。

(注2)男子厚生年金(定額部分)支給開始年齢の平均余命(②)は、当該年公表又は及び当該年に近い公表年の「完全生命表」から。

(注3)男子厚生年金(定額部分)支給開始年齢に、その時点での平均余命を足した年数(①+②)は、

男子厚生年金(定額部分)支給開始年齢(①)と男子厚生年金(定額部分)支給開始年齢の平均余命(②)を足して算出している。

(注4)65～69歳男子新体力テストは3点移動平均法を用いて平滑化している。

2017年9月20日 衆議院厚生労働委員会 日本共産党 高橋千鶴子 提出資料

＜就業：就業を希望する理由＞

- 60～64歳で就業を希望する理由として「経済上の理由」を挙げる者が最も多い
- 65歳以上では、「生きがい、社会参加のため」が最も多く、次に「経済上の理由」となっている

